

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 2 月 12 日 (金) 第 182 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (16件) (水産振興課取扱い) 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件) (水産振興課取扱い) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 9

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 9
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 11

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 153 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
出水市武本字東廣渡瀬15825番1, 15825番2, 15825番4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 154 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
霧島記念病院	霧島市国分福島一丁目 5-19
国分中央病院	霧島市国分中央一丁目 25-70

2 認定の有効期限

令和 6 年 2 月 12 日

鹿児島県告示第155号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで東町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 発起人の住所及び氏名

出水郡長島町諸浦1741番地 長元信男
 出水郡長島町獅子島1557番地 池田安彦
 出水郡長島町獅子島2535番地 2 湯元刷

2 加入区

東加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

東町漁業協同組合

鹿児島県告示第156号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで甑島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 発起人の住所及び氏名

薩摩川内市里町里1600番地 1 塩田耕太郎
 薩摩川内市里町里3547番地 角弘久
 薩摩川内市里町里3509番地 2 濱重喜

2 加入区

里加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

甑島漁業協同組合

鹿児島県告示第157号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで甑島漁業協同組合

事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
薩摩川内市鹿島町藺牟田300番地 中野淳
薩摩川内市鹿島町藺牟田1545番地8 柳川重和
薩摩川内市鹿島町藺牟田1158番地2 橋野光成
- 2 加入区
鹿島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
甌島漁業協同組合

鹿児島県告示第158号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで加世田漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市加世田小湊5737番地2 山崎慶幸
南さつま市加世田小湊8840番地1 阿久根整
南さつま市加世田小湊8273番地 福島満嘉
- 2 加入区
加世田加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
加世田漁業協同組合

鹿児島県告示第159号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日までかいぬい漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市開聞川尻5529番地9 丸山義明
指宿市開聞川尻5369番地10 野元静昭
指宿市開聞仙田1998番地2 西川元光
- 2 加入区
かいぬい加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
かいぬい漁業協同組合

鹿児島県告示第160号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 3 年 2 月 12 日から同月 26 日まで指宿漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市西方3926番地 2 野元重信
指宿市湯の浜五丁目23番 5 号 玉城博昭
指宿市湯の浜三丁目 1 番 8 号 折田正
- 2 加入区
指宿加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
指宿漁業協同組合

鹿児島県告示第161号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 3 年 2 月 12 日から同月 26 日まで指宿漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
指宿市岩本135番地 坂元広志
指宿市岩本124番地 1 常松満夫
指宿市岩本115番地 坂元明
- 2 加入区
岩本加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
指宿漁業協同組合

鹿児島県告示第162号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 3 年 2 月 12 日から同月 26 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
南さつま市坊津町久志2046番地 原政人
南さつま市坊津町久志6559番地 2 宮崎忠夫
南さつま市坊津町久志6026番地 高尾義人
- 2 加入区
久志加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第163号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 3 年 2 月 12 日から同月 26 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
霧島市福山町福山4050番地 小林松三郎
霧島市福山町福山1115番地 1 赤石透
霧島市福山町福山3094番地 1 田ノ上義信
- 2 加入区
福山加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第164号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 3 年 2 月 12 日から同月 26 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡錦江町神川750番地15 坂下勝則
肝属郡錦江町馬場240番地 鶴崎達郎
肝属郡錦江町神川750番地18 坂下進
- 2 加入区
大根占加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第165号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 3 年 2 月 12 日から同月 26 日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町佐多馬籠884番地 4 田中貢
肝属郡南大隅町佐多馬籠932番地 6 山野一三
肝属郡南大隅町佐多郡81番地 4 高橋健一
- 2 加入区
佐多岬加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第166号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補

償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日までねじめ漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡南大隅町根占川南1107番地 桑鶴勝四
肝属郡南大隅町根占川北586番地8 阿瀉濱税
肝属郡南大隅町根占川北508番地 前田重吉
- 2 加入区
根占加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
ねじめ漁業協同組合

鹿児島県告示第167号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町南方161番地 小重文治
肝属郡肝付町南方1396番地1 吐合浩一郎
肝属郡肝付町北方1313番地 戸柱浩一郎
- 2 加入区
内之浦加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
内之浦漁業協同組合

鹿児島県告示第168号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
肝属郡肝付町岸良1271番地2 船間一義
肝属郡肝付町岸良1246番地乙 林光弘
肝属郡肝付町岸良1258番地27 戸柱康見
- 2 加入区
船間加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
内之浦漁業協同組合

鹿児島県告示第169号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで志布志漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
志布志市志布志町帖6617番地75 杉山大三
志布志市志布志町帖6635番地 清家利一
志布志市有明町野井倉8304番地69 松川幸一
- 2 加入区
志布志加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
志布志漁業協同組合

鹿児島県告示第170号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月12日から同月26日まで宇検村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡宇検村大字平田253番地 前田尚登
大島郡宇検村大字須古488番地 辰島雅之
大島郡宇検村大字宇検544番地の12 前田啓一
- 2 加入区
宇検加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇検村漁業協同組合

鹿児島県告示第171号

日置市吹上町入来4158番地1号 有限会社池畑水産代表取締役池畑重幸及び日置市吹上町入来3907番地 稲田和夫からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 日置市吹上町区域（吹上町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業及び機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第172号

鹿屋市古江町794番地6 森忠信及び鹿屋市古江町798番地2 森誠からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 鹿屋市古江区域（鹿屋市古江町，古里町，船間町及び天神町の地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第173号

大島郡龍郷町龍郷 8 番地乙 岩崎勝及び大島郡龍郷町龍郷1564番地 1 龍郷団地101号 辺木幹男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 龍郷町区域（大島郡龍郷町の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和 3 年 2 月 12 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 2 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	瀬上里線	薩摩川内市上甕町瀬上字池平52番2地先から同市上甕町瀬上字大浦8番5地先まで	令和 3 年 2 月 12 日

始良・伊佐地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 2 月 12 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートセンターかがやき	霧島市隼人町東郷98番地2	特定非営利活動法人輝	霧島市隼人町東郷82番地	園田 昇三	令和 3 年 2 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 2 月 12 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活訓練ココロ	霧島市国分中央三丁目1番6号	合同会社リストート	霧島市国分湊881番地6	早瀬 幸平	令和3年2月1日	自立訓練(生活訓練)
シュエン	始良市加治木町朝日町40番2朝日町テナント1階	アスナ株式会社	愛知県一宮市花池一丁目5番21号	垣内和太流	令和3年2月1日	就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第10号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年2月12日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和3年1月14日	鹿児島市与次郎一丁目5番30号 有限会社サンみらい 取締役 加藤清綱	始良市平松字京田原4709番7, 4710番1及び4709番7地先里道の一部並びに字六ヶ所前4721番7及び4721番8	16.49	4.00～4.27

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市東原町7103番1, 7103番3, 7103番4, 7104番1, 7104番2, 7104番4, 7104番9, 7104番10, 7104番11, 7104番12, 7105番及び7109番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市上荒田町29番23号
株式会社シートック
代表取締役 森政広

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年2月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
電子収納システム保守管理業務委託

- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
 - (4) 履行場所
鹿児島県出納局会計課出納管理係
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、資格審査の結果は、令和 3 年 3 月 11 日までに書面及び電話により通知する。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を令和 3 年 3 月 5 日午後 5 時 15 分までに 10 の担当部局に提出し、当該業務を履行することができることを証明した者であること。
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和 3 年 3 月 26 日午後 2 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）8 - 出 - 1 会議室
 - (3) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㊦ 交付場所 鹿児島県出納局会計課出納管理係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
㊧ 交付期限 令和 3 年 2 月 26 日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれが

ないと認められるときに限る。)

- (2) 契約保証金
免除する。
- 6 入札の無効
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
 - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格
設定しない。
- 9 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局会計課出納管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3775
ファックス番号 099-286-5639
- 11 その他
 - (1) この入札は，この調達に係る令和3年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は，令和3年4月1日に確定する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和3年2月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体
 - (1) 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県介護福祉政治連盟支部	松村 武久	下野 浩	鹿児島市下福元町9563	○	令和3年1月21日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石畑ひろし後援会	福元 祐義	大久保 清昭	肝属郡南大隅町根占川北1696	令和3年1月15日
うしこし紀幸後援会	牛越 紀幸	牛越 奈々絵	西之表市安城1963番地	令和3年1月12日
政治団体「根っこの会」	日高 和美	宇野 八岳	西之表市鴨女町173番地	令和3年1月14日
種子島きみひこ後援会	種子島 公彦	森 栄興	大島郡和泊町和泊571番地	令和3年1月13日
中村慎一後援会	中村 慎一	上野 与一	薩摩郡さつま町白男川2663-1	令和3年1月26日
西之表市の未来を創る会	榎本 哲雄	内田 節生	西之表市西之表7253番地13	令和3年1月12日
水谷俊一後援会	津崎 貴春	池端 健一	肝属郡南大隅町根占川南3294-1	令和3年1月5日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党有明支部	丸崎 幹男	主たる事務所の所在地	志布志市有明町伊崎田6039	志布志市有明町伊崎田6057	令和3年1月12日
		会計責任者の氏名	八代 誠	丸崎 哲朗	
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十六支部	柴立 鉄平	主たる事務所の所在地	鹿児島市武一丁目41番12号	鹿児島市武三丁目35-1-806	令和3年1月1日
		会計責任者の氏名	倉尾 隆	福山 将司	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
川内博史後援会	川原 篤雄	会計責任者の氏名	小森 芳郎	川内 順子	令和3年1月13日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	-------	------	---	---	-------

ありかわ美子と虹色のみんなの会	有川 美子	主たる事務所の所在地	薩摩郡さつま町湯田2073-36	薩摩郡さつま町鶴田3561番地1	令和3年1月12日
うのひろみ後援会	日高 和美	政治団体の名称	うのひろみ後援会	政治団体「根っこの会」	令和3年1月18日
緒方重則後援会	古里 常男	代表者の氏名	古里 常男	白坂 好孝	令和2年10月1日
		会計責任者の氏名	緒方 慎也	岩下 忠志	令和2年8月1日
鹿児島県分権自治政治フォーラム	片野坂 昭彦	代表者の氏名	片野坂 昭彦	吉村 清隆	令和2年4月1日
下鶴隆央後援会	上野 宏美	主たる事務所の所在地	鹿児島市谷山中央1-4388-206	鹿児島市谷山中央4-4924-1	令和3年1月1日
米永あつ子後援会	大楽 みどり	代表者の氏名	大楽 みどり	野呂 正和	令和3年1月5日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県薩摩川内市区第三支部	薩摩川内市西向田町2-17ガウディビル101	田中 良二	令和2年12月31日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
上圀一行後援会	薩摩郡さつま町求名13854	川上 正俊	令和2年12月28日
元気な鹿児島をつくる会	鹿児島市大黒町3-18	湯川 一行	令和2年12月31日
力強い鹿児島市をつくる会	鹿児島市山下町16-23	中江 忠明	令和2年12月31日
新原信行後援会	薩摩川内市東大小路町60-2	西ノ原 清弘	令和2年9月26日
橋口好文後援会	西之表市西之表12332-3	鮫島 敏治	令和2年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
安田 壮平	安田 壮平	奄美市議会議員	安田壮平後援会	奄美市名瀬小俣町29番32号	令和3年1月27日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
下鶴 隆央	下鶴隆央と未来をつくる会	公職の種類	鹿児島市長	鹿児島県議会議員	令和2年10月8日